

令和6年 第11回定例教育委員会

令和6年11月29日（金）
午後3時30分から
宮代町役場204会議室

1 開会の宣言

教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

- (1) 学校教育関係 P1
 - ア 12月の行事予定について
 - イ 12月の事業予定について
- (2) 生涯学習関係 P3
 - ア 12・1月の事業予定について

5 審議案件

議案第20号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について P5

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 学校教育関係

ア 12月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(日)		
2日(月)	書き初め競書会(須) 振替休業日(東)	授業公開日(百) 保護者会(1・2年)(百)
3日(火)	校内書初め展(～6日)(須) なかよし交流会(小)会場 須賀小	なかよし交流会(中)会場 須賀小 ケータイ・スマホ安全教室(百)
4日(水)	校内学力調査(百) 書き初め競書会(笠)	
5日(木)	書き初め競書会(～6日)(百) 授業参観・懇談会(東) 学校公開(道徳)(笠)	第2回学校運営協議会(百)
6日(金)	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町小・ 中学校児童生徒英語活動発表会(百) ノー残業デー(毎週金曜日に実施予 定)(百・笠)	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町小・ 中学校児童生徒英語活動発表会(前)
7日(土)	町内美術展(～8日)会場 須賀小	町内美術展(～8日)会場 須賀小
8日(日)		
9日(月)	一斉下校(東) 学力向上強化週間(東)	人権講演会(百)
10日(火)	学校保健委員会(須) 校内書初め展(～12日)(百)	
11日(水)	書き初め競書会(東)	三者面談(～13日)(3年)(百)
12日(木)	校内書初め展(～13日)(笠)	1日公開(前) 保護者会(1年)(前)
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	校内書初め展(～20日)(東)	授業参観・保護者会(1・2年)(須) QU調査(百)
17日(火)		警察講話(前)
18日(水)		第2回学校保健委員会(百)

19日(木)		
20日(金)	給食終了(小) 大掃除(須・百) ふれあいデー(百・東・笠)	給食終了(中) ふれあいデー(須・百・前)
21日(土)		
22日(日)		
23日(月)	大掃除(東・笠)	大掃除(須・百・前)
24日(火)	第2学期終業式(小) 一斉下校(須・百・笠) ふれあいデー(須) ノー残業デー(百)	第2学期終業式(中)
25日(水)	冬季休業日(1/7まで)	冬季休業日(1/7まで) 冬休み学習会(須)
26日(木)		冬休み学習会(須)
27日(金)		
28日(土)		
29日(日)		
30日(月)		
31日(火)		

イ 12月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
6日(金)	宮代町人権作文発表会	笠原小
4日(水)	ICT研修会	オンライン
4日(水)	子ども人権講座	東小・百間小
10日(火)	第3回学力向上検討委員会	役場202会議室
11日(水)	子ども人権講座	笠原小・須賀小
12日(木)	第3回教育長ヒアリング(小中学校)	役場204会議室
13日(金)	宮代町キッズエコサミット2024	役場202会議室 オンライン
17日(火)	教育課程検討委員会	役場202会議室

(2) 生涯学習関係

12・1月(前半)の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
12月6日(金) 13:30~16:00	<p>宮代町人権作文発表会</p> <p>人権意識啓発のため、町内の小学校2年生以上の全児童・生徒から人権に関する作文と標語を募集し、人権文集「あおぞら第30集」を刊行しました。その中から優秀作文を発表する会を開催します。</p> <p>●内容：小中学生の人権作文発表、人権啓発映像視聴</p>	笠原小学校 体育館
12月7日(土) 14:00~16:00	<p>あそびと運動</p> <p>■子どもたちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味の持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベント。</p> <p>●内容：モルック</p> <p>●対象：小学生 30人</p> <p>●参加費：100円</p>	ぐるる宮代 剣道場
12月17日(火) 10:00~11:30	<p>みやしろ大学 第3回(全5回)</p> <p>■シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとしていただくことを目的として開催する。</p> <p>●講義 「私たちをとりまく化学物質」</p> <p>●講師 埼玉県環境科学国際センター</p>	進修館大ホール
12月21日(土) 14:00~16:00	<p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。</p> <p>●内容：さいかつぼーる、カローリング(予定)</p> <p>●対象：町内在住・在勤・在学の小学校4年生以上 20人</p> <p>●参加費：100円</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
1月7日(火)~ 3月9日(日)	<p>令和6年度第2回企画展「おひなさま」</p> <p>■住民の皆様から寄贈された雛人形を展示する。大正期から昭和40年代までのもの6組を展示。</p> <p>このほか例年どおり、2月初旬頃から4月初旬に町指定文化財・旧加藤家住宅内にも雛人形を展示する。(旧加藤家内では旧暦で展示)</p>	郷土資料館 (特別展示室) (旧加藤家住宅)

<p>1月12日（日） 13：00～15：00</p>	<p>令和7年宮代町二十歳のつどい</p> <p>20歳を祝い、また自立した大人として生きる意欲と自覚を促進するため記念式典を実施します。</p> <p>●対象：</p> <p>(1)平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれで宮代町に住民登録のある方。</p> <p>(2)平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれで過去に町内に居住し、現在町外に転出した方</p> <p>※対象者数：309人（10月1日現在）</p> <p>●内容：二十歳のつどい実行委員による式典、アトラクション、記念写真撮影など</p>	<p>東武動物公園 イベントステージ HOLA（オーラ）</p>
---------------------------------	---	--------------------------------------

議案第20号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和6年11月29日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課から、「公立小・中学校職員服務規程（参考例）」の文言修正について情報提供があり、これを踏まえ、学校管理規則等検討委員会委員長から文言整理を行ったという報告を受けたため、宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正するものである。

宮代町教育委員会訓令第2号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏 明

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成23年宮代町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の10及び第16条の11中「をもって、校長を経て」を「を校長を経て」に、「届け出なければならない」を「提出しなければならない」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>(高齢者部分休業の承認申請)</p> <p>第16条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第6号の13)を校長を経て<u>教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(高齢者部分休業の変更承認等申請)</p> <p>第16条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第6の14)を校長を経て<u>教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(高齢者部分休業の承認申請)</p> <p>第16条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第6号の13)を<u>もって、校長を経て教育委員会に届け出なければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(高齢者部分休業の変更承認等申請)</p> <p>第16条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第6の14)を<u>もって、校長を経て教育委員会に届け出なければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p>